

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第 2 条第 1 項第 1 号の国土交通大臣が定める危険物及び国土交通大臣が定める距離を定める件

平成 25 年 10 月 29 日 国土交通省告示第 1066 号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 8 条第 1 項第 19 号に掲げる建築物の倒壊により該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物は、次の上欄に掲げるものとし、国土交通大臣が定める当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷境界線までの距離は、同表の上欄に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの（同表の上欄に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする建築物にあっては、当該二種類以上の危険物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもののうち最大のもの）とする。ただし、令第七条第二項第二号から第五号までに掲げる危険物を貯蔵し、又は処理しようとする建築物であって、川、海その他これらに類するものに敷地が接するものについては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該川、海その他これらに類するものの反対側の境界線までの距離を当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離とみなす。

危険物	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離
令第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる危険物	火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）第 4 条第 1 項第 4 号に規定する危険工室等を有する建築物にあっては同号に規定する第一種保安物件（同規則第 1 条第 11 号に規定する第一種保安物件をいう。）に対する保安距離（以下「第一種保安距離」という。）、同規則第 4 条第 2 項に規定する不発弾等解撤工室等を有する建築物にあっては同項に規定する第一種保安距離、火薬庫を有する建築物にあっては同規則第 23 条に規定する第一種保安距離、同規則第 67 条第 4 項に規定する不発弾等廃薬処理場を有する建築物にあっては同項第 1 号に規定する第一種保安距離
令第 7 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる危険物	50 メートル
令第 7 条第 2 項第 6 号に掲げる危険物	13 (1/3) メートル
令第 7 条第 2 項第 7 号に掲げる危険物	一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 6 条第 1 項に規定する製造施設である建築物又は同規則第 22 条若しくは第 23 条に規定する第一種貯蔵所である建築物にあっては同規則第 2 条第 2 項第 19 号に規定する第一種設備距離、コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）第 5 条第 1 項に規定する製造施設であって同項第 2 号に規定

	<p>する製造施設である建築物にあつては同号に規定する保安距離、同項に規定する製造施設であつて同項第 3 号の表の第一欄に掲げる製造施設である建築物にあつては同項第 2 号及び第 3 号の規定による保安距離、同項に規定する製造施設であつて同項第 4 号に規定する製造施設である建築物にあつては同号に規定する距離、同項に規定する製造施設であつて同項第 5 号に規定する製造施設である建築物にあつては 50 メートル</p>
<p>令第 7 条第 2 項第 8 号に掲げる危険物</p>	<p>一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する製造施設である建築物又は同規則第 22 条若しくは第 23 条に規定する第一種貯蔵所である建築物にあつては同規則第 2 条第 2 項第 19 号に規定する第一種設備距離、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）第 6 条第 1 項若しくは第 7 条第 1 項に規定する製造施設である建築物又は同規則第 23 条第 1 項若しくは第 24 条に規定する第一種貯蔵所である建築物にあつては同規則第 2 条第 1 項第 16 号に規定する第一種設備距離、コンビナート等保安規則第 5 条第 1 項に規定する製造施設であつて同項第 2 号に規定する製造施設である建築物にあつては同号に規定する保安距離、同項に規定する製造施設であつて同項第 3 号の表の第一欄に掲げる製造施設である建築物にあつては同項第 2 号及び第 3 号の規定による保安距離、同項に規定する製造施設であつて同項第 4 号に規定する製造施設である建築物にあつては同号に規定する距離、同項に規定する製造施設であつて同項第 5 号に規定する製造施設である建築物にあつては 50 メートル</p>

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号）の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。